

香川県知事 浜田 恵造

感染予防対策の徹底と営業時間短縮再要請への協力をお願い

本県では、4月に入ってから、感染拡大リスクが急激に高まる「感染急増段階」というべき状況となったことから、4月4日から24日までを「感染拡大防止集中対策期」に位置付け、対策期間中の4月7日から20日までの2週間、営業時間の短縮の協力要請を行ったところ、多くの飲食事業者の皆様、県民の皆さまに、ご協力をいただきました。改めて、心から感謝申し上げます。

しかしながら、今週19日以降、新型コロナウイルスの新規感染者数がおおよそ20人レベルに上がり、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率が3割前後で低下しない状況にあり、このまま、人の動きが活発化するゴールデンウィークの時期に、集中的な対策を講じなければ、短期間で感染者数が倍、倍と増えていくといったまん延の事態となり、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じることになります。

こうした状況を踏まえて総合的に判断した結果、現在の「感染拡大防止集中対策期」を5月15日（土）まで3週間延長し、対策期間における『まん延警戒警報』を発令することとしました。その上で、人の移動が活発化するゴールデンウィークには、全国知事会が提唱している～移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう～との考えのもと、4月28日（水）から5月11日（火）までの2週間、飲食店の皆さまに対して、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類提供は午後8時まで）に短縮していただくよう、協力の再要請をすることといたしました。要請の全期間通じてご協力いただいた飲食店には、国からの取扱い通知に基づき、事業規模に応じた協力金をお支払いいたします（資料4）。

営業時間中においては、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、今後の対策として、「飲食店感染防止対策認証制度（仮称）」（資料5）を創設することとしており、認証により、利用者に安全・安心な利用環境を提供することで、感染拡大防止と経済活動の両立を図っていきたいと考えておりますので、詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

飲食事業者の皆さまには、再度の営業時間短縮要請となり、大変心苦しいところではありますが、感染拡大を何としても抑えるため、改めて、ご理解とご協力をお願いいたします。